

(掲示)

× i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕							〔現行〕						
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)						
料金表 (略)							料金表 (略)						
別表1～別表7 (略)							別表1～別表7 (略)						
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ											
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード								
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		Teleguam Holdings, LLC -	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		Pulse Mobile LLC	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		Mahanagar Telephone Ni gam Limited	5	二	◆● A	○							

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タイ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>True Move H Universal Communication Co., Ltd</u> .	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会 主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>MobiFone Corporation</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセア ニア地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨー ロッパ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

				III	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タイ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Real Future Company Li mited	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会 主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vietnam Mobile Telecom Services	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセア ニア地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨー ロッパ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

パ 地 方	ジョージア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel-Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年6月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)

パ 地 方	グルジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年4月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)

オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landss mi slands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただしAero Mobile AS, 及びMaritime Communications Partner asの利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
アフリカ地方	(略)

別表9 (略)

附 則(平成27年4月28日経企第195号)
この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landss mi slands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、 <u>グルジア(7)</u> 、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただしAero Mobile AS, 及びMaritime Communications Partner asの利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
アフリカ地方	(略)

別表9 (略)

(掲示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

〔改正〕							〔現行〕						
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)						
料金表 (略)							料金表 (略)						
別表1～別表8 (略)							別表1～別表8 (略)						
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの						
地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分 (通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ											
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード								
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		Teleguam Holdings, LLC -	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	グアム	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		Pulse Mobile LLC	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
		Mahanagar Telephone Ni gam Limited	5	二	◆● A	○							

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タイ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		True Move H Universal Communication Co., Ltd .	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会 主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		MobiFone Corporation	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセア ニア地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨー ロッパ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

					III	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	タイ王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Real Future Company Li mited	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ベトナム社会 主義共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vietnam Mobile Telecom Services	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセア ニア地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨー ロッパ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

パ 地 方	ジョージア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel-Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年6月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)

パ 地 方	グルジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Vimpel Communications	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ア フ リ カ 地 方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年4月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表10 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)

オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landss mi slands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただしAero Mobile AS, 及びMaritime Communications Partner asの利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
アフリカ地方	(略)

別表10 (略)

附 則(平成27年4月28日経企第195号)
この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7 ただし、Landss mi slands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、 <u>グルジア(7)</u> 、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、スイス連邦(7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7 ただしAero Mobile AS, 及びMaritime Communications Partner asの利用は6)、バチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マディラ諸島(7)、マルタ共和国(7 ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
アフリカ地方	(略)

別表10 (略)

国際電話サービス契約約款の一部改正

〔改正〕			〔現行〕		
第1章～第8章 (略)			第1章～第8章 (略)		
料金表			料金表		
通則 1～18 (略) (注) (略)			通則 1～18 (略) (注) (略)		
第1表～第2表 (略)			第1表～第2表 (略)		
別表 (略)			別表 (略)		
1 通話モードに係るもの			1 通話モードに係るもの		
	通話先区分	取扱地域		通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	南・北アメリカ地方	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ	ヨーロッパ1	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共	ヨーロッパ	ヨーロッパ1	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共

地方		和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、 ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和 国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サン マリノ共和国、スイス連邦（船舶／航空機等に規定する取扱地 域以外のもの）、ジャージー、 <u>ジョージア</u> 、スウェーデン 王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和 国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共 和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ト ルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国（ヨーロッパ 2に規定する取扱地域以外のもの）、バチカン市国、ハンガリ ー、フィンランド共和国、フェロー諸島、△フォークランド諸 島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、 ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共 和国、ポルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共 和国、マディラ諸島、マルタ共和国（船舶／航空機等に規定す る取扱地域以外のもの）、マン島、モナコ公国、モルドバ共和 国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒ テンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロ シア
ア フリ カ 地 方	(略)	(略)
インマルサット移 動地球局		(略)
特定衛星携帯電話		(略)
船舶／航空機等		(略)
備考	セイシェル及びディエゴ・ガルシアへの通話については、当分の間、 取扱いを中止します。	
2	(略)	
附 則（平成27年4月28日経企第195号） この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。		

地方		和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、 ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和 国、グリーンランド、 <u>グルジア</u> 、クロアチア共和国、コソボ共 和国、サンマリノ共和国、スイス連邦（船舶／航空機等に規定 する取扱地域以外のもの）、ジャージー、スウェーデン王国、 スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロ ベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ 共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニス タン、トルコ共和国、ノルウェー王国（ヨーロッパ2に規定 する取扱地域以外のもの）、バチカン市国、ハンガリー、フィ ンランド共和国、フェロー諸島、△フォークランド諸島、フ ランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギ ー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、ポ ルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マディ ラ諸島、マルタ共和国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以 外のもの）、マン島、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネ グロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイ ン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、ロシア
ア フリ カ 地 方	(略)	(略)
インマルサット移 動地球局		(略)
特定衛星携帯電話		(略)
船舶／航空機等		(略)
備考	セイシェル及びディエゴ・ガルシアへの通話については、当分の間、 取扱いを中止します。	
2	(略)	

(掲示)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第39条～第41条 (略)</p> <p>(工事費等の支払義務) 第42条 契約者は、I P通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 2～3 (略) 4 特定F T T H事業者の契約約款に規定するI P通信網サービスの転用により、新たに当社とI P通信網契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務(特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。)があるときは、そのI P通信網サービスの転用に係るI P通信網契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により分割して請求します。</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第12章～第15章 (略)</p> <p>附 則(平成27年4月28日経企第195号) この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。</p>	<p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 料金等 第1節 (略) 第2節 料金等の支払義務 第39条～第41条 (略)</p> <p>(工事費等の支払義務) 第42条 契約者は、I P通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその支工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 2～3 (略) 4 特定F T T H事業者(東日本電信電話株式会社に限りません。以下この条において同じとします。)の契約約款に規定するI P通信網サービスの転用により、新たに当社とI P通信網契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務(特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。)があるときは、そのI P通信網サービスの転用に係るI P通信網契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により分割して請求します。</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第3節～第5節 (略)</p> <p>第12章～第15章 (略)</p>